

議員提出第9号議案

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成16年12月16日

提出者

足立区議会議員	鈴木	進
同	中島	勇
同	ふちわき	啓子
同	白石	正輝
同	芦川	武雄
同	鴨下	稔
同	秋山	ひでとし
同	大島	芳江
同	針谷	みきお
同	藤沼	壮次
同	前野	和男
同	うすい	浩一
同	新井	ひでお
同	ぬかが	和子

足立区議会議長 田中章雄様

(提案理由)

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の趣旨にのっとり、区議会情報公開に係る請求手続に情報通信技術の利用を推進するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出する。

足立区議会情報公開条例の一部を改正する条例

足立区議会情報公開条例（平成12年足立区条例第122号）の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を第5項とし、第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、別に定めるところにより、開示の請求（以下「開示請求」という。）を電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理機をいう。）を使用して行わせることができる。
- 3 前項の規定により行われた開示請求については、第1項に規定する開示請求書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により行われた開示請求は、同項の議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に議長に到達したものとみなす。

第8条中、「開示の請求（以下「開示請求」という。）」を「開示請求」に改める。

第26条を次のように改める。

（他の法令等との調整等）

第26条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する議会情報の開示については適用しない。

- （1） 法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手続が定められているもの
- （2） 図書、資料及び刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする図書室等の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理しているもの

付 則

この条例は、足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年足立区条例第 号）の施行の日から施行する。